

○長浜市保育士等修学資金貸付対象者の選考に関する基準要綱

令和8年4月1日

告示第163号

(趣旨)

第1条 この要綱は、長浜市保育士等修学資金貸付条例（令和8年長浜市条例第12号。以下「条例」という。）第6条第3項に定める修学資金の貸付けを行う者の順序を決定するための基準（以下「選考基準」という。）について定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(選考基準)

第3条 選考基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 高校卒業時点又は条例第6条第1項の貸付申請を行った日の属する年の1月1日時点において市内に居住している者に対しては、同時点において市外に居住している者に優先して貸付けを行う。
- (2) 前号の規定により貸付けを行う者が定まらないときは、修学資金の貸付けを希望する最初の月から卒業までの月数が短い者に対して、優先して貸付けを行う。
- (3) 前号の規定により貸付けを行う者が定まらないときは、世帯年収（貸付対象者の父母（父母がない場合は、生計中心者）の年収の合算をいう。）の少ない者に対して、優先して貸付けを行う。
- (4) 前号の規定により貸付けを行う者が定まらないときは、貸付けを希望する金額の総額が少ない者に対して、優先して貸付けを行う。
- (5) 前号の規定により貸付けを行う者が定まらないときは、くじにより貸付けを行う者を決定する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。